## 施設を利用する際の遵守すべき事項

施設を利用する際には、次の事項を遵守していただきます。遵守できない場合には 「予約の取り消し」「途中退場」をお願いする場合があります。

## 屋内・屋外施設共通

- ■施設利用開始時に、「越谷市体育施設利用者チェックリスト」「当日利用者名簿」を作成すること □利用日当日の提出は必要ありませんが、感染等が判明した場合は、提出していただきます。代表者は利用日から少なくとも1か月以上、保管してください。
  - □利用者以外の「応援者」等がいる場合には、その応援者等も名簿への記載をしてください。
- ■以下の事項に該当する場合は、自主的に利用を見合わせること(利用当日に書面で確認を行う)
  - □体調がよくない場合(例:発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合)
  - □同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
  - □過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航または当該在住者との濃厚接触がある場合
- ■マスクを持参すること(受付時や着替え時等のスポーツを行っていない際や会話をする際にはマスクを着用すること)
- ■こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること
- ■他の利用者、施設管理者等との距離(できるだけ2m以上)を確保すること(障がい者の誘導や介助を行う場合を除く)
- ■利用中に大きな声で会話、応援等をしないこと
- ■感染防止のために施設管理者が決めたその他の措置の遵守、施設管理者の指示に従うこと
- ■利用終了後2週聞以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、施設管理者に対して速 やかに濃厚接触者の有無等について報告すること
- ■施設利用前後のミーティングや懇親会等においても、三つの密を避けること
- ■タオルを持参し、共用はしないこと
- ■飲みきれなかったスポーツドリンク等は施設内や路上に捨てないこと
- ■国内の感染拡大状況等により、急遽利用できなくなることを了承できること

## 屋内施設

- ■施設の利用定員を次のとおりとします
  - 口全面利用は100人、半面利用は50人
- ■窓や出入口のドアなど2か所以上あけ、1時間ごとに10分程度の換気を行うこと
- ■備え付けの設備・備品等に触れた後は、消毒を行うこと(消毒用薬は持参すること)
- ■施設内では水分補給を除く飲食はしないこと
- ■アリーナ・トイレ以外は使用できません(会議室・更衣室・シャワー室・観客席・キャットウォーク等は使用できません)

## 屋外施設

- ■施設の利用定員を次のとおりとします
  - 口十分な間隔を確保できること
- ■スポーツ用具について
  - 口スポーツ用具は、各自持参すること
  - 口やむを得ず共用するスポーツ用具については、手が頻回に触れる箇所を工夫して最低限にした 上で、こまめに手洗いを行うこと
  - 口備え付けの設備、備品等に触れた後は、必ず手洗いを行うこと
- ■運動・スポーツ中に、唾や痰をはくことは極力行わないこと